

令和7年度 日高市立高萩北小学校 いじめ防止等のための基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

(ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。正義が通る学校を目指す。

(イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育に力を注ぐ。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 児童対象のいじめアンケート調査 年3回実施(毎学期ごと)

② 保護者対象いじめアンケート調査 年1回以上実施

③ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 随時

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラー、ふれあい相談員の活用

② 定期的なアンケートによる日常の情報収集

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ「ネットいじめ」や「ネットトラブル」に関する対策

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、ネットを通じて行われるいじめ（誹謗中傷や嫌なことをされる）を防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、教育相談主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、ふれあい相談員

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開 催>

定期的に開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

（ア）いじめに関わる相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。

（イ）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童および保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（ウ）いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。

（エ）いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

（オ）犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、日高市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、全教職員が理解しておく。

イ いじめにより重大な被害が生じたという申し出が児童生徒や保護者からあった時は、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽率に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしない。

ウ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

エ 当該事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて、日高市教育委員会と協議の上、市教育委員会が判断する。学校が調査の主体となる場合は、学校の「いじめ防止会議」を母体とする調査委員会を設置する。構成員については、市教育委員会と協議の上、学校が決定する。

オ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

カ 調査結果については、いじめを受けた児童および保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※R6.10.10 改訂